

認定登記基準点の成果の開示に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、認定登記基準点の成果の開示に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 認定登記基準点の成果の管理及び開示

(成果の管理事務)

第2条 地籍情報管理委員会は、認定登記基準点の成果（以下「成果」という。）に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 認定登記基準点を使用して測量を実施する者（以下「使用者」とする。）に対する成果の開示
- (2) 成果の整備及び保管
- (3) 認定登記基準点登録成果開示請求書・誓約書（別紙1号様式、以下「開示請求書」という。）の管理及び保管
- (4) 認定登記基準点使用承認申請書及び認定登記基準点使用報告書の管理及び保管
- (5) その他、前各号に附帯する事務

(成果の登録)

第3条 地籍情報管理委員会は、成果を整備し、以下のものを登録する。

- (1) 成果表
- (2) 点の記
- (3) 網図
- (4) その他

(成果の変更及び抹消)

第4条 地籍情報管理委員会は、使用者から成果について異状報告を受けた場合には、その旨の登録をしなければならない。また、必要に応じ成果の登録を抹消することができる。

(成果の開示)

第5条 使用者は、認定登記基準点使用承認申請書及び開示請求書を提出して次の各号の方法により成果の開示を受けることができる。

- (1) 閲覧
 - (2) 写しの交付
 - (3) 電磁的記録による提供
- 2 使用者が土地家屋調査士等の場合は、認定登記基準点使用承認申請書及び開示請求書の提出は不要とする。

(成果等の利用)

第6条 使用者は、依頼を受けた業務の調査、測量に必要な範囲に限り、成果の開示を受ける事ができる。

2 使用者は、法令、通達、関係諸規定を遵守しなければならない。

(手数料)

第7条 使用者は、成果の開示を受ける場合は事務費及び実費相当額として、次に掲げる手数料を支払わなければならない。

- (1) 成果表は、1点につき1枚100円とする。
- (2) 点の記は、1点につき1枚100円とする。
- (3) 網図は、必要な部分につき1枚100円とする。
- (4) その他は、必要な部分につき1枚100円とする。

(成果の使用報告)

第8条 使用者は、成果の開示を受けた認定登記基準点を使用した場合は、すみやかに認定登記基準点使用報告書を地籍情報管理委員会に提出しなければならない。

2 認定登記基準点につき異状を発見した場合は、認定登記基準点使用報告書にその旨を記載し、提出しなければならない。

(成果等の利用制限)

第9条 地籍情報管理委員会は、使用者がこの規則に違反していると認めたとき、又はその他東京土地家屋調査士会会長が相当でないと認めたときは、使用者に対し相当期間成果等の開示を拒否することができる。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は理事会決議によるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成21年8月7日から施行する。
- 2 地籍情報管理委員会が発足するまでの間、この規則中「地籍情報管理委員会」とあるのは、「東京土地家屋調査士会」と読み替えるものとする。

認定登記基準点登録成果開示請求書（誓約書）

（閲覧・写しの交付の提供）

土地の所在	点名	枚数		
		点の記	成果表	網図
合計 枚（1枚 100円）				円

今般、上記土地の調査測量の依頼を受けましたので、貴会保管の認定登記基準点成果等の開示（閲覧・写しの交付）を請求します。

なお、交付を受けた認定登記基準点成果等の取り扱いについては、認定登記基準点の開示に関する規則及び誓約事項を遵守します。

誓約事項

貴会から開示を受けた認定登記基準点成果等の取り扱いについては、認定登記基準点の開示に関する規則及び下記事項を遵守し、貴会及び認定登記基準点登録申請者（基準点設置者）にご迷惑を掛けません。

記

- （1）開示を受けた登録成果等は、土地の調査測量業務以外には使用しません。
- （2）依頼された業務と関係ない資料収集の目的ではありません。
- （3）貴会から開示を受けた登録成果等を利用後は、必ず認定登記基準点使用報告書等を期限内に貴会へ提出します。
- （4）貴会から開示を受けた登録成果等の内容について、貴会及び認定登記基準点登録申請者（基準点設置者）に対して異議申し立てを致しません。
- （5）上記の事項及び認定登記基準点の開示に関する規則に違反し、又は同規則第9条に該当するときは登録成果等の開示の制限又は拒否をされても異議を申しません。

平成 年 月 日

東京土地家屋調査士会長 殿

〒

住所

会社・事務所

資格

氏名

Ⓜ

TEL

FAX

E-mail